

○大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

平成二十年十二月十九日

大分県条例第五十三号

改正 平成二八年一二月一九日条例第四四号

〔大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例〕をここに公布する。

大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例

(平二八条例四四・改称)

大分県立生涯教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和六十年大分県条例第十四号)の全部を改正する。

(設置)

第一条 青少年の心身の健全な育成を図り、社会教育の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基づき、大分県立青少年の家(以下「青少年の家」という。)を設置する。

(平二八条例四四・全改)

(名称及び位置)

第二条 青少年の家の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

(平二八条例四四・全改)

名称	位置
大分県立香々地青少年の家	豊後高田市香々地五一五一番地
大分県立九重青少年の家	玖珠郡九重町大字田野二〇四番地四七

(事業)

第三条 青少年の家は、次に掲げる事業を行う。

- 一 青少年の集団宿泊研修
- 二 自然体験活動、スポーツ、レクリエーション等の機会の提供
- 三 前二号に掲げる事業のほか、青少年の家の目的を達成するために必要な事業

(平二八条例四四・旧第四条繰上・一部改正)

(職員)

第四条 青少年の家に、所長その他必要な職員を置く。

(平二八条例四四・旧第五条繰上・一部改正)

(利用者の範囲)

第五条 青少年の家を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校行事として利用する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）の児童及び生徒
- 二 青少年団体
- 三 社会教育関係団体
- 四 その他青少年の家を利用させることが適当と認められるもの

（平二八条例四四・旧第六条繰上・一部改正）

(利用の許可)

第六条 青少年の家を利用しようとするものは、大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

（平二八条例四四・旧第七条繰上・一部改正）

(利用許可の制限)

第七条 教育委員会は、青少年の家を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、青少年の家の利用を許可しないものとする。

- 一 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 青少年の家の施設、設備及び教材教具（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- 三 営利を主たる目的として利用しようとするとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、利用させることが不相当と認められるとき。

（平二八条例四四・旧第八条繰上・一部改正）

(利用の条件)

第八条 教育委員会は、青少年の家の利用を許可するに当たっては、利用の目的、範囲、期間等について管理上必要な条件を付けることができる。

（平二八条例四四・旧第九条繰上・一部改正）

(利用許可の取消し等)

第九条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- 一 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は前条の条件に違反したとき。

二 利用者が、偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、青少年の家の管理上支障があると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定による許可の取消し等によって利用者が受けた損失については、補償しない。

(平二八条例四四・旧第十条繰上・一部改正)

(使用料)

第十条 利用者は、大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の定めるところにより、使用料を納めなければならない。ただし、県内の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒その他教育委員会規則で定めるものが青少年の家を利用する場合は、この限りでない。

(平二八条例四四・旧第十一条繰上)

(損害賠償)

第十一条 利用者は、青少年の家の施設等を損傷し、又は滅失した場合は、教育委員会の認定により、その損害を賠償しなければならない。

(平二八条例四四・旧第十二条繰上・一部改正)

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、青少年の家の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二八条例四四・旧第十三条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 大分県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（昭和四十八年大分県条例第十六号）は、廃止する。

附 則（平成二八年条例第四四号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

2 大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。